

## 市庁舎に関わる提言書を基に

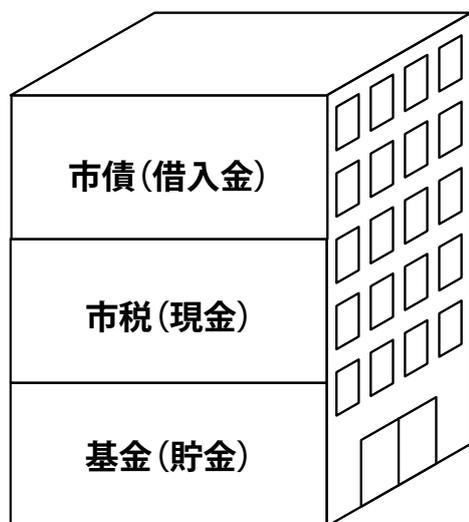
### 庁舎の整備について比較検討しています

市では、市民懇談会の提言（「耐震性や利便性等の観点から、少なくとも旧庁舎・中庁舎は取り壊すことが相応しい」との提言）を受け、「現在地」、「旧安中高校跡地」、「その他の場所」の3つの市庁舎の整備候補地を比較検討しています。

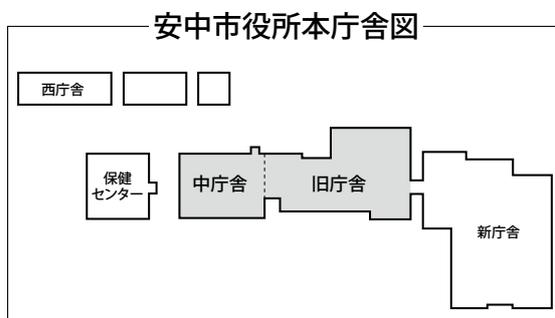
### 〇庁舎整備にかかる費用について

庁舎の整備には多くの費用が必要となります。その費用は、主に基金・市税・市債で賄うこととなります。

市債	市税	基金
市が建設事業を行う際の借入金 (一般の住宅ローンにあたりません)	市民や事業者などから預かる税金 (一般の住宅建築でいえば手持ち現金にあたりません)	特定の目的のために積み立てた市の貯金 (一般の住宅建築でいえば頭金の貯金にあたりません)



(庁舎整備費のイメージ)



### 〇庁舎整備に利用できる借入金の種類

種類	合併特例債	一般事業債
対象	合併した市町村が合併後のまちづくりのための事業に活用できます(小中学校の大規模改造・耐震工事などにも利用しています)	庁舎整備の際に、通常利用される借入金です
借入可能額	対象事業費の95%まで借入れできます	対象事業費の75%まで借入れできます
国の支援	返済金(元金+利子)の70%相当が地方交付税という形で国から支援を受けられます	返済に対して国からの支援はありません
期限	令和8年3月31日までに庁舎が完成する必要があります	特に期限はありません